

「富山県防犯設備協会」会則

第1章 総則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、「富山県防犯設備協会」(以下「本会」という。)とし、事務局は、会長が指定する場所に置く。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の緊密な連携協調の下、安全産業としての特性を活かし、優良な防犯機器・設備の調査研究、普及促進及び設置・維持管理に関する広報啓発に努めるとともに、富山県及び富山県警察等関係機関(以下「関係機関」という。)が推進する安全なまちづくりの施策に対して積極的に参加協力し、もって、県民が安全で安心して暮らせる犯罪に強いまちづくりに貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 優良防犯機器・設備の調査研究、普及促進及び設置・維持管理に関する広報啓発。
- (2) 関係機関が推進する安全なまちづくりへの積極的な参加協力。
- (3) 防犯相談、防犯診断の実施。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業。

第2章 会員

(会員)

第4条 本会の会員は、正会員、賛助会員、特別会員とする。

2 正会員

本会の目的に賛同して入会した、次に該当するものとする。

(1) 個人会員

社団法人日本防犯設備協会が認定した防犯設備士及び総合防犯設備士(以下「防犯設備士等」という。)の資格を有する者。

(2) 事業者会員

防犯機器・設備の設計、製造、販売、施行、維持管理等の防犯に関わる事業を行う法人、団体又は事業所。

3 賛助会員

本会の目的に賛同して事業を援助するために入会した法人、団体又は事業所もしくは個人とする。

4 特別会員

理事会の推薦により、入会した法人、団体又は事業所もしくは個人とする。

(入会)

第5条 会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第6条 会員は、総会において定める会費等を納入しなければならない。

2 本会の運営上特に必要と認めるときは、総会の議決を経て、正会員から臨時に会費を徴収することができる。

(退会)

第7条 会員は任意に退会できる。

2 前項の場合においては、あらかじめ会長に届出なければならない。

(除名)

第8条 会長は会員が本会の名誉を著しく損じ、又は信用を疑わせるような行為を行ったときは、理事会の承認を得て、これを除名することができる。

(拠出金の不返還等)

第9条 退会又は除名された会員が納入した会費その他の拠出金品は返還しないものとする。

2 退会又は除名された会員は、本会から交付された会員証等を会長に返還しなければならない。

第3章 専門部

(専門部)

第10条 本会に、「防犯設備士専門部」(以下「専門部」という。)を置く。

- 2 専門部は防犯設備士等をもって構成する。
- 3 専門部に、防犯設備士等の互選による部長及び副部長を置く。
- 4 専門部は、第3条に掲げる本会の事業に関し必要な事項について専門的に協議し又は、調整を行う。
- 5 専門部は、その活動運営状況を理事会に報告しなければならない。
- 6 専門部の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 役員

(役員)

第11条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 専門部長 1名
- (4) 理事 5～8名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 監事 1～2名

(役員を選任)

第12条 理事及び監事は総会で正会員の中から選出する。なお、理事の1名は専門部の部長をもって充てる。

- 2 会長、副会長は理事の互選とする。
- 3 事務局長は、理事の中から理事会に諮り、会長が委嘱する。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第13条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代行する。
- 3 専門部の部長は、専門部を主宰し、運営する。
- 4 理事は、理事会を組織し会務を執行する。

- 5 事務局長は、事務局を総括し、本会の事務を掌理する。
- 6 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

(任期)

第14条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の在任期間とする。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでの間、従前の職務を行わなければならない。

(顧問及び参与)

第15条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、学識経験者又は本会の事業に関係のある者の中から、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、会長の諮問に応じ意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

第5章 会議

(会議)

第16条 本会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第17条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、意見を述べるることができる。

(総会)

第18条 総会は、この会則に別に規定するほか、次の事項を議決する。

- (1) 会則の変更。
- (2) 事業計画及び収支予算に関する事項。
- (3) 事業報告及び収支決算に関する事項。
- (4) その他、本会の運営に関する重要事項。

(理事会)

第19条 理事会は、この会則に別に規定するほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会の決議した事項の執行に関する事項。
- (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(開催)

第20条 通常総会は、年1回開催するものとする。ただし、理事会の要請があったとき又は、会長が必要と認めるときは、臨時総会及び理事会を開催することができる。

(招集及び議長)

第21条 会議は会長が招集し、会長が議長となる。

(定足数)

第22条 会議は、その構成員の二分の一以上の出席で成立する。

(議決)

第23条 会議の議決は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

- 2 やむを得ない事由のため、会議に出席できない者は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条及び前項の規定の適否については、出席したものとみなす。

(委員会)

第24条 会長は、会の円滑な運営を図るため必要があるときは、会議の議決を経て本会に委員会を置くことができる。

(議事録)

第25条 会議の議事については、その都度議事録を作成する。

第6章 会計

(経費)

第26条 本会の経費は、会費及びその他の収支をもってこれに充てる。

(事業年度)

第27条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第7章 細則

(委任)

第28条 この会則に規定するもののほか、本会の業務を遂行するために必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成20年 3月 14日から施行する。
- 2 本会の設立当初の事業年度は、第27条の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。
- 3 本会の設立当初の役員の任期は、第14条の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。